

**問32 利益相反行為に該当する場合の証明書の提出（四法共通）**

出願人名義変更において利益相反行為に該当する場合、株主総会等による承認を受け、かつ、証明書類（株主総会の議事録等）を提出する必要がありますか。

答： 出願人名義変更においては、特許庁へ証明書類（株主総会の議事録等）を提出する必要はありません。ただし、移転登録申請のときと同じように、株主総会等による承認を受ける等の必要な手続は行う必要があります。